

平成十七年九月二日（金曜日）

議事日程第一号

平成十七年九月二日（金）午前十時開議

- | | | | | |
|-----|--|------|--------------------|--|
| 第一 | 会議録署名議員の指名 | 第十四 | 認定第 十四号 | 平成十六年度十和田湖町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第二 | 会期の決定について | 第十五 | 認定第 十五号 | 平成十六年度十和田湖町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第三 | 諸般の報告 | 第十六 | 認定第 十六号 | 平成十六年度十和田湖町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第四 | 請願第 九号 都市計画道路佐井幅・高清水線の早期着工についての請願の委員会付託 | 第十七 | 認定第 十七号 | 平成十六年度十和田湖町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第五 | 認定第 五号 平成十六年度十和田市一般会計歳入歳出決算の認定について | 第十八 | 認定第 十八号 | 平成十六年度十和田湖町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第六 | 認定第 六号 平成十六年度十和田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 第十九 | 認定第 十九号 | 平成十六年度十和田湖町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第七 | 認定第 七号 平成十六年度十和田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 第二十 | 認定第 二十号 | 平成十六年度十和田市水道事業会計決算の認定について |
| 第八 | 認定第 八号 平成十六年度十和田市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について | 第二十一 | 認定第 第二十一号 | 平成十六年度十和田市下水道事業会計決算の認定について |
| 第九 | 認定第 九号 平成十六年度十和田市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 第二十二 | 認定第 第二十二号 | 平成十六年度十和田市病院事業会計決算の認定について |
| 第十 | 認定第 十号 平成十六年度十和田湖町一般会計歳入歳出決算の認定について | 第二十三 | 報告第四十六号
専決第三十九号 | 専決処分報告について
道路上の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| 第十一 | 認定第 十一号 平成十六年度十和田湖町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 第二十四 | 報告第四十七号
専決第 四十号 | 専決処分報告について
自動車事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| 第十二 | 認定第 十二号 平成十六年度十和田湖町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 第二十五 | 報告第四十八号
専決第四十一号 | 専決処分報告について
自動車事故に係る和解について |
| 第十三 | 認定第 十三号 平成十六年度十和田湖町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について | | | |

第二十六	報告第四十九号	専決処分の報告について	第三十五	議案第六十号	の一部を改正する条例の制定について 十和田市立中央病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
	専決第四十二号	平成十七年度十和田市一般会計補正予算(第二号)			
第二十七	報告第五十号	専決処分の報告について	第三十六	議案第六十一号	十和田地域広域事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び十和田地域広域事務組合規約の変更について
	専決第四十三号	平成十七年度十和田市水道事業会計補正予算(第二号)			
第二十八	報告第五十一号	専決処分の報告について	第三十七	議案第六十二号	上北地方教育・福祉事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び上北地方教育・福祉事務組合規約の変更について
	専決第四十四号	平成十七年度十和田市一般会計補正予算(第三号)			
第二十九	報告第五十二号	専決処分の報告について	第三十八	議案第六十三号	青森県交通災害共済組合規約の変更について
	専決第四十五号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について	第三十九	議案第六十四号	青森県市長会館管理組合を組織する地方公共団体数の増加について
第三十	報告第五十三号	専決処分の報告について	第四十	議案第六十五号	十和田市過疎地域自立促進計画について
	専決第四十六号	青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について	第四十一	議案第六十六号	平成十七年度十和田市一般会計補正予算(第四号)
第三十一	報告第五十四号	専決処分の報告について	第四十二	議案第六十七号	平成十七年度十和田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)
	専決第四十七号	青森県消防補償等組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県消防補償等組合規約の変更について	第四十三	議案第六十八号	平成十七年度十和田市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第一号)
第三十二	報告第五十五号	平成十六年度青森県新産業都市建設事業団の事業決算報告について	第四十四	議案第六十九号	平成十七年度十和田市老人保健特別会計補正予算(第二号)
第三十三	議案第五十八号	十和田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	第四十五	議案第七十号	平成十七年度十和田市介護保険事業特別会計補正予算(第一号)
第三十四	議案第五十九号	十和田市病院事業の設置等に関する条例	第四十六	議案第七十一号	平成十七年度十和田市介護サービス事業特別会計補正予算(第一号)

第四十七 議案第七十二号 平成十七年度十和田市温泉事業特別会計

補正予算(第一号)

第四十八 議案第七十三号 平成十七年度十和田市下水道事業会計補

正予算(第一号)

本日の会議に付した事件

議事日程(同じ)

出席議員(三十七名)

一番	堰野端展雄君
二番	紺野忠明君
三番	鳥越正美君
四番	張摩博子君
五番	下川原鉄男君
六番	桜田博幸君
七番	工藤正廣君
八番	赤石花男君
九番	田中重光君
十番	川村慎一君
十一番	野月一正君
十二番	下山明雄君
十三番	岩城康一郎君
十四番	今泉勝博君
十五番	相馬真子君
十六番	漆畑善次郎君
十七番	石橋義雄君
十八番	小川洋平君

欠席議員(一名)

説明のため出席した者

市助	東秀夫君	十九番
入	市澤善一君	二十番
役	野月誠君	二十一番
長	赤石継美君	二十二番
	畑山親弘君	二十三番
	米田由太郎君	二十四番
	折田俊介君	二十五番
	織川貴司君	二十六番
	小笠原光君	二十七番
	野月一博君	二十八番
	赤坂孝悦君	二十九番
	沢目正俊君	三十番
	杉山道夫君	三十一番
	江渡龍博君	三十二番
	山本富雄君	三十三番
	角瑞世君	三十四番
	竹島勝昭君	三十六番
	野月忠見君	三十七番
	豊川泰市君	三十八番
	戸来伝君	三十五番
市助	中野渡春雄君	
役	気田武夫君	
長	大川晃君	

総務部長	加賀利生君
企画財政部長	中野渡 崇君
民生部長	村山 誠一君
健康福祉部長	太田 信仁君
経済部長	安田 喬君
観光交流部長	田中 潤一君
建設部長	東 昭悦君
十和田湖支所長	生出 隆雄君
上下水道部長	小笠原 一幸君
病院事務局長	佐々木 隆一郎君
総務部理事 (総務課長 事務取扱)	梅津 敏明君
企画財政部理事 (企画調整課長 事務取扱)	斗 沢 清君
企画財政部理事 (財政課長 事務取扱)	中野渡 不二男君
選挙管理委員長	古 ・ 實君
選挙管理委員長	外山 國雄君
監査委員	高野 洋三君
監査委員	立崎 健二君
監査委員	松田 信一君
農業委員会会長	前川原 新悦君
農務委員	小野寺 功君
教育委員	稲垣 道博君

職務のため出席した事務局職員

教育部長	奥 義男君
事務局局長	芋田 剛
次長	宮崎 秀美
次長	石川原 定子
主 査	中村 淳一

議長（豊川泰市君） ご着席願います。

開会に先立ちまして、新たに説明員となった方の紹介をいたします。
農業委員会会長に就任されました松田信一氏をご紹介します。

農業委員会会長（松田信一君） このたび、大変責任の重い農業委員会会長を受任することになりました松田でございます。よろしくお願いたします。

午前 十時 一分 開会

議長（豊川泰市君） 出席議員は定足数に達していますので、定例会は成立しました。

ただいまから、平成十七年八月二十六日告示招集されました平成十七年第三回十和田市議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第一号をもって進めます。

日程第一 会議録署名議員の指名

議長（豊川泰市君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第八十一条の規定により、七番工藤正廣君、八番赤石花男君を指名します。

日程第二 会期の決定について

議長（豊川泰市君） 日程第二、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から九月二十二日までの二十一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（豊川泰市君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は二十一日間と決定しました。

日程第三 諸般の報告

議長（豊川泰市君） 日程第三、諸般の報告を行います。

議長の処理事項については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、ご了承願います。

日程第四 請願第九号 都市計画道路佐井

幅・高清水線の早期着工についての請願の委

員会付託

議長（豊川泰市君） 次に、日程第四、請願第九号 都市計画道路佐井幅・高清水線の早期着工についての請願の委員会付託についてを議題とします。

本定例会において、本日まで受理した請願は、お手許に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので、報告します。

日程第五 認定第五号 平成十六年度十和田

市一般会計歳入歳出決算の認定について（日

程第四十八 議案第七十三号 平成十七年度

十和田市下水道事業会計補正予算（第一号）

議長（豊川泰市君） 日程第五、認定第五号 平成十六年度十和田市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第四十八、議案第七十三号 平成十七年度十和田市下水道事業会計補正予算第一号までの認定十八件、報告十件、議案十六件を一括上程します。

この際、理事者から提案理由の説明を求めます。

中野渡市長

（市長 中野渡春雄君 登壇）

市長（中野渡春雄君） 平成十七年第三回定例会の開会に当たり、提

案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

認定第五号から認定第九号までの認定五件及び認定第十号から認定第十九号までの認定十件については、それぞれ合併前の十和田市及び十和田湖町の一般会計及び各特別会計の決算であり、その内容は、平成十六年十二月三十一日をもって打ち切った、いわゆる九カ月間の打ち切り決算となっております。この打ち切り決算については、地方自治法施行令の規定により新市において決算の認定に付することになっておりますことから、本議会に提案したものであります。

それでは、各会計の決算の概要についてご説明申し上げます。

認定第五号の平成十六年度十和田市一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入歳出予算総額二百六十四億六千二百六十八万六千五百円に対し、歳入決算額百七十七億五千二百二十四万五千八百六十三円、歳出決算額百七十六億五千九百八十八万六千三百三十六円で、歳入歳出差引残額の九千三百五十九万五千二百七十七円は新市に引き継ぐものであります。

認定第六号の平成十六年度十和田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入歳出予算総額五十六億二千六百六十二万二千円に対し、歳入決算額四十三億三千二百三十一万七千八百八十六円、歳出決算額四十億七千九十八万四千二百円で、歳入歳出差引残額の二億六千三百三十三万三千六百六十六円は新市に引き継ぐものであります。

認定第七号の平成十六年度十和田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入歳出予算総額二千六万二千円に対し、歳入決算額八百八十八万二千二百七十六円、歳出決算額一千三百一十七万三千四百四十四円で、歳入歳出差引歳入不足額の四百八十三万五千六十八円は、一般会計歳計現金で繰替流用し新市に引き継ぐものであります。

認定第八号の平成十六年度十和田市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入歳出予算総額四十六億六千三百一十一万四千円に対し、歳入決算額三十二億四千八百八十五万九千七百四十七円、歳出決算額三十億四千三百五十二万七千七百六十六円で、歳入歳出差引残額の二億五千三百三十二万七千三百一十一円は新市に引き継ぐものであります。

認定第九号の平成十六年度十和田市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入歳出予算総額四十億五千七百五十二万四千円に対し、歳入決算額二十七億一千三百九十九万八千四百四十五円、歳出決算額二十六億六千六百四十九万九千八百九十九円で、歳入歳出差引残額の五千二百五十四万九千八百五十六円は新市に引き継ぐものであります。

認定第十号の平成十六年度十和田湖町一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入歳出予算総額四十五億八千六百六十三万円に対し、歳入決算額三十二億八千八百八十万二千七百七十九円、歳出決算額二十八億四千八百八十一万九千七百七十八円で、歳入歳出差引残額の四億三千九百九十八万二千九百四十一円は新市に引き継ぐものであります。

認定第十一号の平成十六年度十和田湖町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入歳出予算総額六億一千七百九十四万九千円に対し、歳入決算額四億三千四百四十万九千七百九十三円、歳出決算額四億七百三十一万二千七百二十一円で、歳入歳出差引残額の二千七百九十七万七千七百七十二円は新市に引き継ぐものであります。

認定第十二号の平成十六年度十和田湖町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入歳出予算総額一億五百三十五万五千円に対し、歳入決算額七千

六百五十九万六千八百五十一円、歳出決算額七千五百三十五万五千八百九十八円で、歳入歳出差引残額の百二十四万九百五十三円は、債権債務とともに新市の地方公営企業会計である水道事業会計に引き継ぐものであります。

認定第十三号の平成十六年度十和田湖町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入歳出予算総額八千九十八万四千円に対し、歳入決算額五千七百十五万六千七百三十四円、歳出決算額四千五百五十五万八千四百四円で、歳入歳出差引残額の六百十九万八千三百三十円は新市に引き継ぐものであります。

認定第十四号の平成十六年度十和田湖町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入歳出予算総額七億一千四万一千円に対し、歳入決算額四億七千八百八十六万四千三百二十八円、歳出決算額四億四千九百七十五万七千六百八十八円で、歳入歳出差引残額の二千二百一十七万七千六百十円は新市に引き継ぐものであります。

認定第十五号の平成十六年度十和田湖町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入歳出予算総額九百二十二万円に対し、歳入決算額四百六十三万二千三百八十四円、歳出決算額四百五十八万一千六百五十六円で、歳入歳出差引残額の五万七百二十八円は新市に引き継ぐものであります。

認定第十六号の平成十六年度十和田湖町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入歳出予算総額四億五千五十二万円に対し、歳入決算額一億二千四百九十九万八千八百八円、歳出決算額二億一千五百九十九万七千三百三十四円で、歳入歳出差引残額の九千九百九十五円は、一般会計歳計現金で繰替流用し、債権債務とともに新市の地方公営企業会計である下水

道事業会計に引き継ぐものであります。

認定第十七号の平成十六年度十和田湖町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入歳出予算総額五億一千四百四十六万一千円に対し、歳入決算額二億九百六十九万四千八百五十四円、歳出決算額二億三千十万三千五百七十二円で、歳入歳出差引残額不足額の二千四百八十七百八十八円は、一般会計歳計現金で繰替流用し、債権債務とともに新市の地方公営企業会計である下水道事業会計に引き継ぐものであります。

認定第十八号の平成十六年度十和田湖町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入歳出予算総額五億九千六百十四万円に対し、歳入決算額四億一千九百二十四万四千四百三十二円、歳出決算額三億九千九百九十九万一千四百四円で、歳入歳出差引残額の二千七百三万三千四百十八円は新市に引き継ぐものであります。

認定第十九号の平成十六年度十和田湖町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入歳出予算総額二千六百三十五万五千円に対し、歳入決算額一千九百七十八万五千二百六十八円、歳出決算額一千三百三十五万八千二百円で、歳入歳出差引残額の六百四十三万五千八百八十六円は新市に引き継ぐものであります。

認定第二十号から認定第二十二号までの地方公営企業会計の決算の認定については、新市における決算であり、その内容は平成十七年一月一日から平成十七年三月三十一日までの三カ月間の決算であります。

それでは、各企業会計の決算の概要についてご説明申し上げます。

認定第二十号の平成十六年度十和田市水道事業会計決算の認定について申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出については、収入の決算額四億一千百

六十八万五千六百七十九円に対し、支出の決算額は四億四千七百六十一万三千九百四十二円で、差し引き三千五百九十二万八千二百六十三円の純損失となりました。

次に、資本的収入及び支出については、収入の決算額六億四千八百四十二万一千四百三十四円に対し、支出の決算額は五億五千二十万五千四百二十四円となりました。

認定第二十一号の平成十六年度十和田市下水道事業会計決算の認定について申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出については、収入の決算額五億四千六百四十一万七千六百五十五円に対し、支出の決算額は九億二千七十七万九千九百九十九円、差し引き三億七千四百三十五万三千四百四十四円の純損失となりました。

次に、資本的収入及び支出については、収入の決算額二十三億二万八千九百九十六円に対し、支出の決算額は十六億七百六十四万七千四百七十九円となりました。

認定第二十二号の平成十六年度十和田市病院事業会計決算の認定について申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出については、収入の決算額十四億八千八百二十六万一千三百五十五円に対し、支出の決算額は十四億一千八百九十万五千三百九十五円で、差し引き六千九百三十五万五千九百六十円の純利益となりました。

次に、資本的収入及び支出については、収入の決算額三億六千七百五十万円に対し、支出の決算額は三億一千二百二十五万四千五百五十三円となりました。

報告第四十六号の道路上の事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分は、平成十七年四月二十七日午後四時ごろ、稲生町の市道を走行中に、左前輪ではね上がったアスファルトの塊によつ

て自動車に損害を受けた事故に係る和解及び損害賠償の額を決定したものであります。

報告第四十七号の自動車事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分は、平成十七年六月三日午後二時ごろ、三戸郡五戸町字天満後の県道における市日々雇用職員の運転する公用車の接触事故に係る和解及び損害賠償の額を決定したものであります。

報告第四十八号の自動車事故に係る和解についての専決処分は、平成十七年五月十八日午後二時二十五分ごろ、元町東二丁目の県道における市職員の運転する公用車への追突事故に係る和解をしたものであります。

報告第四十九号の平成十七年度十和田市一般会計補正予算第二号についての専決処分は、水道事業会計繰出金を補正する必要が生じ、この補正に急を要したため専決処分したものであります。

報告第五十号の平成十七年度十和田市水道事業会計補正予算第二号についての専決処分は、十和田湖区域の簡易水道施設を早急に改修するため修繕費を補正する必要が生じ、この補正に急を要したため専決処分したものであります。

報告第五十一号の平成十七年度十和田市一般会計補正予算第三号についての専決処分は、衆議院議員総選挙の執行に伴う選挙費を補正する必要が生じ、この補正に急を要したため専決処分したものであります。

報告第五十二号の青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についての専決処分、報告第五十三号の青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更についての専決処分並びに報告第五十四号の青森県消防補償等組合を組織する地方公共団体数の増減

及び青森県消防補償等組合規約の変更についての専決処分は、各組合の構成団体である平賀町、尾上町及び碓ヶ関村が平成十八年一月一日から平川市を設置し、これに伴い平賀・尾上地区消防等事務組合が平成十七年十二月三十一日をもって解散し、名川町、南部町及び福地村が平成十八年一月一日から南部町を設置し、岩木町及び相馬村が非構成団体の弘前市と同年二月二十七日から弘前市を設置し、百石町及び下田町が同年三月一日からおいらせ町を設置することに伴い、各組合に新たに平川市、南部町及びおいらせ町を加入させ、各組合から岩木町及び相馬村が脱退するため、各組合を組織する地方公共団体数の増減及び各組合規約の変更について協議する必要が生じ、この協議に急を要したため専決処分したものであります。

報告第五十五号の平成十六年度青森県新産業都市建設事業団の事業決算報告については、同事業団から事業決算の提出があつたので報告するためのものであります。

議案第五十八号の十和田市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、租税特別措置法の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うためのものであります。

議案第五十九号の十和田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、病院経営の効率化を図るため、一般病床数の削減を行うものであります。

議案第六十号の十和田市立中央病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、医療連携及び紹介率向上を図るため、非紹介患者初診料を設定するものであります。

議案第六十一号の十和田地域広域事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び十和田地域広域事務組合規約の変更については、構成団体である下田町が非構成団体の百石町と平成十八年三月一日からおいらせ町を設置することに伴い、新たにおいらせ町を加入させるため及

び平成十八年四月一日から共同処理する事務の一部を変更するため、十和田地域広域事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び同組合規約の変更について協議するためのものであります。

議案第六十二号の上北地方教育・福祉事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び上北地方教育・福祉事務組合規約の変更については、構成団体である百石町及び下田町が平成十八年三月一日からおいらせ町を設置することに伴い、新たにおいらせ町を加入させるため、上北地方教育・福祉事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び同組合規約の変更について協議するためのものであります。

議案第六十三号の青森県交通災害共済組合規約の変更については、平成十八年一月一日から平賀町、尾上町及び碓ヶ関村が平川市を、名川町、南部町及び福地村が南部町をそれぞれ設置し、同年二月二十七日から弘前市、岩木町及び相馬村が弘前市を設置し、同年三月一日から百石町及び下田町がおいらせ町を設置することに伴い、青森県交通災害共済組合規約の変更について協議するためのものであります。

議案第六十四号の青森県市長会館管理組合を組織する地方公共団体数の増加については、構成団体である弘前市が非構成団体の岩木町及び相馬村と平成十八年二月二十七日から弘前市を設置することに伴い、新たに弘前市を加入させるため、青森県市長会館管理組合を組織する地方公共団体数の増加について協議するためのものであります。

議案第六十五号の十和田市過疎地域自立促進計画については、合併後においても、引き続き過疎地域とみなされた旧十和田湖町区域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進計画を定めるためのものであります。

議案第六十六号の平成十七年度十和田市一般会計補正予算第四号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ三億八千三百七十五万二千元を追

加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は三百一億二百三十四万六千円となりました。

歳出の主なものについては、民生費として、認可保育所整備事業への補助金及び十和田湖保育園整備に係る基本設計業務委託料、農林水産業費として、藤島地区農業集落排水事業の管路施設工事着手に伴う繰出金及び大雪等による被災林道の維持補修に係る重機借上料並びに原材料費、商工費として、官庁街通りイルミネーション設置事業への補助金、土木費として、国道一〇二号沿い佐井幅地区の傾斜木伐採業務委託料及び雨水西部幹線整備事業の促進を図るための繰出金の追加などがあります。次に、歳入の主なものについては、普通交付税一億八千四百九万五千円、国庫支出金六千六百八十五万七千円、繰入金二千七百三十六万七千円及び繰越金五千九百七十九万八千円を追加いたしました。地方債については、見込額を計上いたしました。

議案第六十七号 平成十七年度十和田市国民健康保険事業特別会計補正予算第一号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ八千七百八十八万四千円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は六十九億三八十三万六千円となりました。

議案第六十八号の平成十七年度十和田市地方卸売市場事業特別会計補正予算第一号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ百四十八万二千円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は二千四百三十一万四千円となりました。

議案第六十九号の平成十七年度十和田市老人保健特別会計補正予算第二号について申し上げます。

今回の補正は、平成十六年度の事業費確定に伴い、歳出の項間の金額を調整したものであります。

議案第七十号の平成十七年度十和田市介護保険事業特別会計補正予算第一号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ五千二十八万二千円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は四十八億七千八百七十七万四千円となりました。

議案第七十一号の平成十七年度十和田市介護サービス事業特別会計補正予算第一号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ百十六万円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は二千七百八十一万円となりました。

議案第七十二号の平成十七年度十和田市温泉事業特別会計補正予算第一号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ四万円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は八千七十万一千円となりました。議案第七十三号の平成十七年度十和田市下水道事業会計補正予算第一号について申し上げます。

今回の補正は、公共下水道建設改良事業における雨水管渠整備の工事請負費、農業集落排水建設改良事業における污水管渠整備の工事請負費の追加などがあります。

以上、本議会に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましてはその都度ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

発言の訂正について

議長（豊川泰市君） 市長

市長（中野渡春雄君） 先ほどの提案理由の説明における字句の読み違いにつきましては、議長において処理くださいますようよろしくお

願います。

議長（豊川泰市君） ただいまの市長からの発言訂正の申し出については、これを許可します。

監査委員審査説明

議長（豊川泰市君） 次に、認定第五号から認定第二十二号まで、監査委員より審査の説明を求めます。

高野監査委員

（監査委員 高野洋三君 登壇）

監査委員（高野洋三君） 審査結果の概要を申し上げます。

最初に、平成十六年度十和田市一般会計歳入歳出決算、十和田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、十和田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算、十和田市老人保健特別会計歳入歳出決算、十和田市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の五件についてご報告申し上げます。

今回の審査の対象は、合併に伴い平成十六年四月一日から平成十六年十二月三十一日までの旧十和田市の決算でありまして、審査の期間は平成十七年三月三十一日から八月十二日まで審査を実施いたしました。

この審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類につきまして、関係法令に準拠して作成されているか、財産の管理及び基金の運用は適正であるか等に主眼を置き実施いたしました。

その結果、審査に付された決算報告書等は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、基金の運用状況につきましても

計数等に誤りはなく、適正に運用されているものと認められました。

審査の概要、意見は次のとおりでございます。

平成十六年度が通常の会計年度より短期間であることから、決算額等の年度間比較は、数値を表に掲げる程度にとどめまして分析は行わないものとし、決算の正確性を中心に審査を実施したところであります。

今後は、新市まちづくり計画に掲げる五つの基本目標を柱とし、市民生活の向上と福祉の充実に一層努力し、魅力ある十和田市を創造していくよう望むものであります。

次に、十和田湖町一般会計歳入歳出決算、十和田湖町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、十和田湖町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、十和田湖町温泉事業特別会計歳入歳出決算、十和田湖町老人保健事業特別会計歳入歳出決算、十和田湖町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算、十和田湖町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、十和田湖町下水道事業特別会計歳入歳出決算、十和田湖町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、十和田湖町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の計十件の平成十六年四月一日から平成十六年十二月三十一日までの旧十和田湖町の決算についてご報告申し上げます。

審査の期間、審査の方法につきましては、旧十和田市と同様に実施いたしました。

審査の結果、審査に付された決算報告書等は関係法令に準拠して作成されておりまして、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合いたしました結果、誤りのないものと認められました。

審査の概要、意見は次のとおりでございます。

審査意見書の構成、様式等につきましては、従来の十和田市、十和田湖町の例を参考とし、できるだけ十和田市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書との統一を図りました。

今後は、合併に際し策定された新市まちづくり計画により、市町民の融合を図り、市民生活向上に一層努められるよう望むものであります。

最後に、十和田市公営企業会計決算についてご報告申し上げます。今回の審査の対象は、平成十七年一月一日、十和田市と十和田湖町が合併し新十和田市としてスタートしたことに伴い、平成十七年一月一日から平成十七年三月三十一日までの新十和田市の公営企業会計決算でございます。

審査の期間は、平成十七年六月二日から平成十七年八月十二日まで実施いたしました。

審査に当たりましては、提出された決算報告書、財務諸表、その他附属書類が関係法令に準拠して作成され、かつ各事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているか否かを確認するため、諸帳簿及び諸書類との照合や担当職員の説明を聴取するなどの審査を実施いたしました。その結果、審査に付された決算報告書等は関係法令に準拠して作成されており、その計数は諸帳簿及び諸書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

審査の結果及び意見は次のとおりでございます。

合併により平成十六年度が通常の会計年度より短期間であることから、決算額、執行率等の年度間比較は数値を表に掲げる程度にとどめまして分析は行わないものとし、決算の正確性を中心に審査を実施いたしました。

平成十六年度十和田市水道事業会計決算でございますが、意見書中の水道六ページをお開きください。水道事業におきましては、今後とも経営の健全化、効率化を図るとともに、常に安全でおいしい水の安定供給に意を用いながら、住民福祉の増進に努めるよう望むものであります。

次に、十和田市下水道事業会計決算でございますが、意見書中の下水道の七ページをお開きください。下水道事業におきましては、今後とも下水道に対する市民の理解と協力を求めながら水洗化率の向上を図るとともに、経営の健全化、効率化の推進に努めるよう望むものであります。

最後に、十和田市病院事業会計決算でございますが、意見書中の病院五ページをお開きください。病院事業におきましては、経営状況としては、収益的収支において六千九百三十五万五千九百六十円の純利益となったものの、平成十六年度を通算で見ますと三億二千八百六十六万一千百十四円の純損失となっております。今後、市民に対する病診連携紹介制度の周知を図るとともに、入院期間の短縮による診療報酬の収益増加に一層努めるようお願い申し上げます。

なお、懸念されることは、診療自己負担分の未収金が平成十五年度三千三百七十八万八千五百十三円、平成十六年度が五千六百三十七万七千五百三十九円となっております。二千二百五十八万九千二百六十六円、六六・九%の増加となっております。その原因等を十分に分析の上、確実な徴収に向けて的確な対応策を講じるようお願いいたします。

以上が審査意見の概要であります。問もなく市民待望の新病院建設事業がスタートいたしますので、工事の間、市民の医療・サービスが低下しないよう留意しながら、上十三地域の中核病院として医療の確保と医療水準の向上に努め、地域住民の健康保持等福祉の増進に引き続き取り組んでいくことを望むものであります。

以上、審査に付されました十八件の決算について審査意見をご報告申し上げます。

日程第五 認定第五号 平成十六年度十和田

市一般会計歳入歳出決算の認定について、日

程第二十二 認定第二十二号 平成十六年度

十和田市病院事業会計決算の認定について

議長（豊川泰市君） この際、日程第五、認定第五号 平成十六年度十和田市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第二十二、認定第二十二号 平成十六年度十和田市病院事業会計決算の認定についてまでの平成十六年度一般会計・特別会計並びに各企業会計決算についてまでの十八件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（豊川泰市君） 暫時休憩します。

午前 十時五十三分 休憩

午前 十時五十三分 開議

議長（豊川泰市君） 休憩を解いて会議を開きます。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（豊川泰市君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第五号から認定第二十二号までの平成十六年度一般会計並びに特別会計及び各企業会計決算までの計十八件については、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（豊川泰市君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第五号から認定第二十二号までの平成十六年度一般会計並びに特別会計及び各企業会計決算までの計十八件については、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

休会の件

議長（豊川泰市君） お諮りします。

明日から九月十一日までの九日間は、常任委員会審査及び議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（豊川泰市君） ご異議なしと認めます。

よって、明日から九月十一日までの九日間は休会することに決定しました。

散会

議長（豊川泰市君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

来る九月十二日は午前十時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

午前 十時五十五分 散会